

平成 22 年 度

定期監査等結果報告書

(財 務 課)

豊前市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の対象

財務課

2. 監査の範囲

平成21年度（平成21年4月～平成22年3月）
財務、その他の事務の執行

3. 監査の期間

平成22年10月13日～平成22年11月12日まで

4. 監査の方法

財務課から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部、又は一部を抽出して、財務等に関する事務の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

第2 監査の結果

財務課における財務等に関する事務は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1．契約事務について

随意契約は、発注者が請負業者を特定して締結する契約事務であり契約に当って契約金額の妥当性を持たせる為、相手方より必要により見積書を徴収することになっている。(豊前市財務規則第 109 条では「なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定されている。)

機器の保守点検に関わる業務について、その業務の特殊性から特定業者との契約と見積書の徴収はやむを得ない面もあるが、契約金額の適正・妥当性を検証できる様な見積書の徴収を検討することを要望する。また、見積書の日付のないものが多く、見積書の妥当性・信頼性に関わるものがある。

機器の保守・点検業務の随意契約は、同一業者の機器のため同一業者と個別に契約を結んでいるが、契約事務の簡素化のため契約方法について検討をすると共に長期継続契約が可能なものについても検討を要望する。

随意契約による契約が多いが、慣例的契約も見受けられる等、随意契約締結の妥当性の可否について客観性・公正性を確保する面から、理由については詳細な記述をされるよう要望する。

なお契約事務については、随意契約ガイドラインや各種要領等が策定されているので、関係各課に周知徹底し適切な指導を望むものである。

2．工事の検査について

豊前市財務規則第 126 条第 2 項では、契約の履行の完了を確認した場合に検査調書を作成し各号に掲げる事項を記載し、これに署名押印しなければならないとされているが、立会人の所属、職及び氏名の事項が記入されていない。今後は、検査調書を見直し、豊前市財務規則を遵守し確認欄などの様式変更の検討をお願いしたい。

また、工事成績評価については、評価の客観性・公正性を確保し評価が業者の指導・育成や入札関連事務に反映されるよう厳正な対応を望むものである。

さらに、年度末に工事の完成が集中する傾向にあることから、適正で厳格な検査業務の遂行に支障を来す恐れが十分に考えられるため、工事発注の時期と検査期間を考慮した工事の発注及び契約をするよう、関係各課への周知と指導を要望する。

また、工事完成検査日、合格通知日、引渡日が同一日となっている工事が散見された。決裁に要する日数や通知日数等を考慮すると不自然であるので、実情に即した日付とされるよう要望する。

3．備品及び備品台帳の管理について

所管する備品については、台帳を備え常に保管の状況を明らかにしておかなければならないことになっている。新しい備品については台帳の更新がされているが、古い備品で廃棄された物、不明な物や備品でなく消耗品である物が台帳に記載されている。財務課は、市有財産の総括をすることとなっているので、年に一度は市有財産となる備品の調査を行い管理が軽視されることがないように、台帳の整備と管理台帳システムの導入を検討し、より一層効率的な財産の管理に努められたい。

4．指定管理者制度に係る総合調整について

公の施設の管理について指定管理者制度が平成 16 年度より導入され、民間事業者のノウハウを活かしながら、利用者へのサービス向上を目指すとともに管理運営経費の縮減のため、民間事業者に順次施設の管理を委託しているところである。現在、豊前市では 12 施設で指定管理者制度が導入され、各担当課で基本協定が締結されているが、施設の修繕及び施設の火災保険や施設の管理備品の区分などについて基本協定書の内容に相違がみられた。また、消防用設備等の機器点検や非常災害、事故等の緊急事態発生時に備えて具体的な対応マニュアル等の整備が不十分である。

今後、指定管理者の更新または変更により協定書を締結する際は、管理運営上の各施設の共通事項の整理・検討を行い、協定書の見直しと各施設の適切な維持管理が図られるよう関係各課への指導を図られたい。

5．指定管理者の債務負担行為の設定について

指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項において「あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と規定され、同条第 5 項では「指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。」となっている。市に於いては、法制定後 12 施設で指定管理者制度が導入され、いずれも非公募による 3 年間の複数年の指定期間となっているが、債務負担行為の設定は行われていない。

複数年に渡り財政負担の契約を締結する場合、財務会計上は長期継続契約か債務負担行為の設定をする必要があるが、指定管理者制度は長期継続契約には該当しないと考えられるため、債務負担行為の設定について検討されるよう要望する。

口頭指摘事項

1．文書管理について

起案文書の決裁日、施行日、廃棄日等の記載がされていないものが見受けられましたので、文書の保管管理を的確に行うため、必ず記載をして下さい。

文書事務の適正化については、別紙添付の「文書起案の注意事項」(総務課通知)を参考に所属職員全員に徹底して下さい。

2．個人情報について

市が保有する個人情報の流失を防止するため、セキュリティポリシーの職員研修については、全庁的な研修会を毎年開催するなどして、その周知徹底に努めて下さい。

3．工事請負契約約款・業務委託契約約款について

工事請負契約約款及び業務委託契約約款の中で支払遅延に対する遅延利息が平成22年4月1日から年3.3%に改正されていない。早急に是正を行うとともに、関係各課に周知徹底して下さい。

4．各種規程及び要綱等について

財務課においては、現在各種規程及び要綱等が19種類あるが制定日から改訂がなされていない規程及び要綱等が見うけられた。現在の状況に適応でない内容も見受けられるので、早急に是正を行うとともに、関係各課に周知徹底して下さい。

5．豊前市財政事情の公表について

財政事情の公表は豊前市公告式条例の規定により公表を行うこととされているが、今まで豊前市ホームページや市の広報紙でしか公表しておらず、市役所掲示板に掲示していない。また、条例では公表の日から2か月間、何人も市長の指示した場所において、その閲覧を請求することができるとなっているが、閲覧場所の指定及び告示がされていないので、条例に則した適正な事務処理をして下さい。

以上